

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成14年 3 月 28 日

提 出 者

14番 田 中 節 男

4番 島 崎 義 司

7番 小 林 清 章

11番 古 林 わか子

16番 忠 地 幸 寿

17番 た き 美世子

30番 水 野 学

武蔵野市議会議長 井 口 良 美 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和 31 年 9 月武蔵野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名 称	定数	所 管
総務委員会	8 人	1 企画政策室、総務部、財務部（施設課に属することを除く。）、収入役室、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。 2 環境生活部生活経済課、交流事業課、戸籍住民課及び市政センターに属すること。 3 他の常任委員会の所管に属さないこと。
文教委員会	7 人	1 子ども家庭部に属すること。 2 教育委員会に属すること。
厚生委員会	8 人	1 福祉保健部に属すること。 2 環境生活部保険年金課、環境政策課、ごみ総合対策課及びクリーンセンターに属すること。
建設委員会	7 人	1 都市整備部及び水道部に属すること。 2 財務部施設課に属すること。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市組織条例の改正に伴い、所要の改正をするものである